

公害防止事業費事業者負担法の概要について

1. 趣旨（法第1条）

この法律は、国または地方公共団体が公害防止事業（カドミウム汚染田における客土事業や緩衝緑地造成など）の実施に要する費用の事業者の負担に関し、公害防止事業の範囲、負担の対象となる費用の範囲、費用を負担させる事業者の範囲、各事業者に負担させる額の算定方法等について定めている。

2. 公害防止事業（法第2条第2項、令第1条）

①緩衝緑地の設置事業等

②河川、港湾等の公共用水域におけるしゅんせつ事業、覆土事業等

【法第2条第2項第2号】

汚でいその他公害の原因となる物質がたい積し、又は水質が汚濁している河川、湖沼、港湾その他の公共の用に供される水域において実施されるしゅんせつ事業、導水事業その他の政令で定める事業

【施行令第1条第2項第1号】

汚でいその他公害の原因となる物質がたい積している公共の用に供される水域において汚でいその他公害の原因となる物質による被害を防止し、又は除去するために行なうしゅんせつ事業、覆土事業及び耕うん事業

③農用地の客土事業等

④特定公共下水道の設置、産業廃棄物処理施設の設置

⑤工場また事業場の周辺にある住宅移転事業等

3. 費用を負担させる事業者の範囲（法第3条）

公害防止事業に要する費用を負担させることができる事業者は、公害の原因となる事業活動を行ない、または行うことが確実と認められる事業者（現存していない事業者を除く）である。

4. 事業者の負担総額（法第4条）

事業者の負担総額は、まず事業者による公害への寄与割合に応じた額を算定し、さらに減額事由がある場合には、相当額が減額される。

(1) 公害への寄与割合に応じた額の算定（第1項）

現存事業者の事業活動が、公害にどの程度寄与しているかを算定する。富岩運河等ダイオキシン類対策においては、算定にあたり、次の事項等が検討の対象となる。

- ① 堆積しているダイオキシン類の汚染底質の発生源は何（燃焼、農薬、PCB等）か。
- ② それぞれの発生源が汚染底質量に寄与する割合はどれだけか。
- ③ 発生源に係る事業活動を行う者（原因事業者）が汚染底質量に寄与する割合はどれだけか。

(2) 負担総額の減額（第2項）

下記の減額事由等がある場合には、これらの事由を勘案して上記（1）の額から妥当と認められる額を減じた額を持って負担総額とする。

- ① 公害防止事業が公害防止機能以外の機能を持っている場合（しゅんせつ事業の場合は船舶の航路確保に寄与することなど）
- ② 公害防止事業を実施する必要があるが、公害の程度（事業の緊要度）がそれほど高くない場合
- ③ 公害の原因となる物質が蓄積された期間等の事情があること（毒性や健康影響に関する科学的知見が不十分であったり、法規制が行われていなかったりした期間の排出）

5. 概定割合の採用（法第7条）

減額事由により、減ずべき額の算定が困難な場合、概定割合を定め、上記4（1）の額にこの割合を乗じた額を負担総額とすることができる。

- ① 緩衝緑地の設置事業等（1/4以上1/2以下）
- ② 河川、港湾等の公共用水域におけるしゅんせつ事業、覆土事業等
 - ・ 3/4以上10/10以下
たい積物中に人の健康に有害な物質が相当量含まれ、又は汚でいその他公害の原因となる物質が著しくたい積し、若しくは水質が著しく汚濁している場合
 - ・ 1/2以上3/4以下
上記の場合以外の場合
- ③ 農用地の客土事業等（1/2以上3/4以下）
- ④ 特定公共下水道の設置、産業廃棄物処理施設の設置（概定割合なし）
- ⑤ 住宅移転事業その他の事業（政令で定める割合→現在、政令の定めなし）

6. 費用負担計画（法第6条）

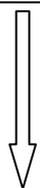
事業施行者は、審議会の意見をきいて、費用負担計画を定めなければならない。費用負担計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

【費用負担計画に定める事項】

- ① 公害防止事業の種類
- ② 費用を負担させる事業者を定める基準
- ③ 公害防止事業費の額
- ④ 負担総額及びその算定基礎

○負担総額の算出式

$$\cdot \frac{(\text{公害防止事業費の額}) \times (\text{法第4条第1項の規定による寄与割合})}{(\text{法第4条第2項の規定による事情を勘案して減じることが妥当と認められる額})}$$



[事情を勘案し、減じることが妥当と認められる額の算定が困難な場合]

$$\cdot (\text{公害防止事業費の額}) \times (\text{法第4条第1項の規定による寄与割合}) \times$$

(法第7条第3号の規定による概定割合)

- ⑤ その他、公害防止事業の実施に必要な事項

7. 費用負担計画の変更（法第8条）

事業施行者は、法第6条の費用負担計画を変更しようとするときは、輕易な変更である場合を除き、審議会の意見をきかなければならない。

8. 負担額の事業者への通知（法第9条）

事業施行者は、法第6条の費用負担計画を定めた後に、その費用負担計画に基づいて、費用を負担させる各事業者及び事業者負担金の額を定め、当該各事業者に対して通知しなければならない。

（参考1）

富山県における費用負担計画の策定事例〔計画策定期期〕は次のとおりである。

①富山新港地区緩衝緑地造成事業

新港臨海工業地帯からの公害を防止する緩衝緑地を造成するもの〔昭和51年度〕

②富山新港地区緩衝緑地（県民公園新港の森）管理事業

①で造成した緩衝緑地（県民公園新港の森）を管理するもの〔昭和57年度に最初の計画を策定し、以降3年ごとに計画を変更〕

③神通川流域農用地土壌汚染対策事業

神通川流域でカドミウムにより汚染された農用地を復元するもの

- ・第1次地区〔昭和54年度〕
- ・第2次地区〔昭和58年度〕
- ・第3次地区〔平成3年度〕

④黒部地域農用地土壌汚染対策事業

黒部地域でカドミウムにより汚染された農用地を復元するもの〔平成3年度〕

(参考2)

神通川流域農用地土壌汚染対策事業（第3次地区）及び黒部地域農用地土壌汚染対策事業について、告示された費用負担計画は次のとおりである。

①神通川流域農用地土壌汚染対策事業（平成4年2月3日告示）

富山県告示第98号

公害防止事業に係る費用負担計画の決定について

公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、神通川流域（左岸地域・右岸地域）農用地土壌汚染対策地域のうち、第3次地区（平成4年富山県告示第97号に定める農用地土壌汚染対策計画に係る区域をいう。）において実施する公害防止事業に係る費用負担計画を定めたので、同条第5項によりその要旨を次のとおり公表する。

平成4年2月3日

富山県知事 中 沖 豊

1 公害防止事業の種類

法第2条第2項第3号に規定する客土事業

2 費用を負担させる事業者の名称

三井金属鉱業株式会社

3 公害防止事業費の額

19,291,900千円

4 負担総額及びその算定基礎

(1) 負担総額

7,599,079千円

(2) 算定基礎

負担総額＝公害防止事業費の額×負担率（法第4条第1項の規定による寄与率に法第7条第3号の規定による概定割合を乗じて得た数をいう。）
＝19,291,900千円×（0.5908×2／3）
＝19,291,900千円×0.3939
＝7,599,079千円

5 その他公害防止事業の実施に必要な事項

物価等の変動により、公害防止事業費の総額に変動が生じたときは、負担総額を変更後の公害防止事業費に前記4の(2)の負担率を乗じて得た額とする。

②黒部地域農用地土壌汚染対策事業（平成3年11月19日告示）

富山県告示第798号

公害防止事業に係る費用負担計画の決定について

公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、黒部地域農用地土壌汚染対策地域（昭和48年富山県告示第736号及び昭和49年富山県告示第1065号に定める農用地土壌汚染対策計画に係る区域をいう。）において実施する公害防止事業に係る費用負担計画を定めたので、同条第5項によりその要旨を次のとおり公表する。

平成3年11月19日

富山県知事 中 沖 豊

1 公害防止事業の種類

法第2条第2項第3号に規定する客土事業

2 費用を負担させる事業者の名称

日本鉱業株式会社

3 公害防止事業費の額

2,936,000千円

4 負担総額及びその算定基礎

(1) 負担総額

1,957,431千円

(2) 算定基礎

負担総額＝公害防止事業費の額×負担率（法第4条第1項の規定による寄与率に法第7条第3号の規定による概定割合を乗じて得た数をいう。）
＝2,936,000千円× $(1.00 \times 2 / 3)$
＝2,936,000千円×0.6667
＝1,957,431千円

5 その他公害防止事業の実施に必要な事項

物価等の変動により、公害防止事業費の総額に変動が生じたときは、負担総額を変更後の公害防止事業費に前記4の(2)の負担率を乗じて得た額とする。